

減額・免除制度と統一基準の運用指針

1. 減額・免除制度の基本的考え方

(1) 受益者負担の原則の徹底

行政サービスの主な財源は市民からの税金ですが、全てのサービスを税金だけで賄うことは困難です。そこで、施設を提供する行政サービスは、施設の維持管理に係るコストの一部を施設利用の対価として、利用者から使用料を徴収しています。

これまで、減額・免除制度を活用することによって、施設利用率の向上や各種団体の設立や活動の促進について、一定の成果を上げることができました。

しかしながら、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることにより、利用しない人との公平性が確保されることとなります。これが「受益者負担」の考え方です。

そこで、このたびの見直しにおいては、「受益者負担の原則」を徹底するため、「減額・免除制度」については「特例的な措置」であることを明確にし、その適用について、真にやむを得ないものに限定することといたします。

(2) 基準の統一

これまで、減額・免除制度は、概ね社会福祉、住民自治、社会教育活動や公共的団体が利用する場合を対象として適用してきました。

しかしながら、各施設間においては、減額・免除の対応が統一されておらず、減額・免除の運用が施設ごとや地域ごとに異なっている現状があります。

こうした分かりにくい状況を改め、より一層、公平性・公正性を確保する観点から、「減額・免除基準の統一」を図ることとしました。

(3) 減額・免除制度適用の構成と減額割合

減額・免除制度の統一基準づくりにおいて、多くの自治体が導入している方法として、減額・免除を適用する事由内容から、

- ① 全施設共通の適用、② 施設の設置目的に応じた事由、③ 市長が特に必要と認める事由

の3つに区分して、減額割合と具体的な事由の要件内容を整理しています。

減額割合の設定において、利用者の属性によって減額率が異なる場合、収納事務上の煩雑さが増します。このことから、減額率の設定はできるだけ簡素な構造とすることが必要です。また、利用者・非利用者間の公平性を担保する上からは、利用者である受益者が負担する分と市（公費）が負担する分を「等分」とすることが、最も納得が得やすいと考え、減額率は一律5割とするものと、免除（10割減額）の2区分とすることとします。

①全施設共通の適用要件に合致する場合	免除または5割減額
②施設の設置目的に応じた適用要件に合致する場合	5割減額
③市長が特に必要と認めた場合	免除または5割減額

2. 減額・免除基準

「受益者負担の原則の徹底」と「基準の統一」という減額・免除制度に関する基本的考え方に基づき、下記のとおり新たな「減額・免除制度」について整理することとします。

その内容は、従来、社会福祉や住民自治活動など「活動」を対象にしていたものは、施設等を使用する「団体または個人」を対象に改めることとし、かつ、その団体が本来の活動を行う場合に限って減額・免除の対象団体とすることとします。

(1) 免除規定の適用内容

次の項目のいずれかに該当する場合は、「免除」することができるものとします。ただし、入場料を徴収して使用する場合や宴席に利用する場合は、①の場合を除き免除しないものとします。

①市（市が設置する附属機関等を含む）が主催または共催するとき（後援、協賛を除く）

市、法令や条例・規則、訓令等に基づき市が設置する附属機関、審議会、協議会等が本来の任務である行政施策・事務を遂行するために施設を利用する場合は、いずれも「免除」とします。また、市議会が主催、共催する場合も含みます。

②市内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を利用するとき

市などの行政機関による協力要請に基づく会議などで施設を利用する場合は、行政活動に準ずるものと位置づけ、市内の各種団体について使用料を「免除」します。なお、各施設にあっては、行政活動の協力目的かどうかを判断するにあたり、市などの行政機関が発行した文書の提示を求めるものとします。ただし、これによりがたい場合は、申請によるものとします。

こうしたことから、市は市内各種団体に対し、行政活動に協力を要請する場合は、施設利用を考慮し、原則として要請文書等を発行するものとします。

③町内会等が町内会本来の目的で利用するとき

市では、協働のまちづくりを推進するため、町内会連合会を含む各町内会の協力を得て様々な行政活動を行っており、町内会活動は行政活動を補完する活動と位置づけ「免除」とします。

④市が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で利用するとき

国・県及び市の行政活動を達成する目的で設置され、市民の利益を目的に活動する団体で市が認めた団体が、団体本来の活動として施設を利用する場合は「免除」とします。

該当する団体としては、保護司会、民生児童委員協議会、防犯協会、消費者の会、交通安全協会、地区振興会、庁内公民館長連絡協議会などのほか、体育協会や芸術文化協会などの連合体（各支部組織を含む。）であり、今後新たに行政活動を補完する団体として位置づける必要が生じた場合は、個別の団体ごとにその活動内容を検討した上で適否を判断していくものとします。

なお、市が認める行政活動を補完する団体については、その団体名を市民に公表するものとします。

⑤市が特に認める福祉関係団体及び専ら社会奉仕を目的に活動している団体が団体本来の目的で利用するとき

福祉関係団体のうち、国や市が支援している団体が団体本来の活動を行う場合は、市が特に認める団体として「免除」とします。また、ボランティア活動を行っている団体のうち、専ら社会奉仕を目的に活動している団体で団体本来の目的で利用する場合においても「免除」とします。

なお、これらの団体についても、公表するものとします。

⑥当該施設の管理運営受託団体が当該施設を利用するとき

市では、行政改革の一環として、公の施設の管理運営について指定管理者制度の導入を推進しております。当該施設の指定管理者が公共目的（＝指定管理協定に基づく主催事業や管理施設の運営に必要な活動全体）のために当該施設を利用する場合は「免除」とします。

⑦市内の保育園（所）、幼稚園、小・中学校、特別支援学校が正規の教育課程またはこれに準じた教育目的で利用するとき

市立だけではなく、市内にある私立も含め保育園（所）、幼稚園、小・中学校、特別支援学校が市営施設を正規の教育課程またはこれに準じた教育目的で利用する場合は「免除」とします。ここで正規の教育課程またはこれに準じた教育目的利用とは、保育・教育機関から利用申請されるもので、幼児・児童・生徒等のために保育・教育活動を行うための施設利用をいいます。

市立の保育園、小・中学校については料金を支払う者と徴収する者がいずれも実質的に市となること、また、特別支援学校や私立の幼稚園、保育園についても市と一体となって保育・教育活動を推進していることから、市立と同様に免除するものです。

⑧市が認める市内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で利用するとき

青少年の健全育成や文化・スポーツ活動の活発化を図るため、市内の小・中学生で組織する団体が市が認めた団体は、本来の団体の活動として施設を利用する場合は「免除」とします。

該当する団体としては、中学生の部活動のほか、スポーツ少年団や子どもで組織する文化団体などです。

なお、これらの団体についても、団体からの申請に基づき審査し公表するものとします。

（２）減額規定の適用内容

次の項目のいずれかに該当する場合は、「減額」することができるものとします。

ただし、入場料を徴収して使用する場合や宴席に利用する場合は減額しないものとします。

①市が後援するとき

これまでの運用では概ね「免除」してきたところですが、主催団体の自主性・自立性を一層促進する観点から、「減額（５割）」とします。

②市が認める公共的団体及び市民活動団体（福祉関係団体、社会教育関係団体、まちづくり活動団体）が団体本来の活動目的で利用するとき

市以外で公共サービスを担う団体で、市が行政的な見地から関与していたりその運営を支援・助成する団体（商工会、観光協会など）を公共的団体とします。

また、福祉関係団体、社会教育関係団体、まちづくり活動団体で団体の申請に基づき市が認める団体について、「市民活動団体」と位置づけることとしました。これらの団体については、「減額（５割）」とします。

今後、新たに市民活動団体として位置づける必要が生じた場合は、個別の団体ごとにその活動内容を検討した上で適否を判断していくものとします。

なお、公共的団体及び市民活動団体については、公表するものとします。

③市内の高等学校、大学等が教育目的で使用する場合

市内の高等学校、大学等が教育目的で使用する場合は、まちづくり施策の推進の観点から「減額（５割）」とします。

(3) 各種団体への支援等について

減額・免除制度は、これまでも各種団体等への支援的な役割を果たしてきました。今後も、施設の使用料等は、使用する団体や市民が負担することを基本としますが、各種団体の活動を支援するため、共催や後援など市の支援内容について、次のように明確化します。

- ◇「共催」は、その事業の実施に当たり、市が企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいい、「使用料は免除」とします。
- ◇「後援」は、その事業の趣旨に賛同し、開催を援助するために名義使用を認めることをいい、「使用料は5割減額」とします。
- ◇「協賛」は、その事業の趣旨に賛同するものの、開催の援助等を行わずに、名義使用のみを認めることをいい、使用料は減額しません。

これらの適用については、各団体より市に申請していただき、「由利本荘市共催等に関する取扱要綱」により、所定の要件を満たすものについて承認の手続きをします。

(4) 市民活動団体等の認定について

社会教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくりに関する市民活動団体や、小・中学生・高校生で組織する団体などについては、各団体の申請に基づき認定・登録することとします。

認定する団体の要件は、以下の内容とします。

- ① 団体構成員数が概ね5人以上であり、かつ、責任者として成人者を含んでいること。
- ② 会則又は規約等を有すること。
- ③ 団体活動の本拠としての事務所を市内に有すること。
- ④ 社会教育の振興や福祉活動の増進、まちづくりの推進などに寄与するものと認められる団体であること。

市民活動団体等の認定については、「由利本荘市公の施設使用料減額・免除団体登録要綱」により認定手続きをし、公の施設使用料減免団体登録台帳に2年間登録するとともに、その団体名を市民に公表することとします。

- ※1 市民活動団体の認定申請については、それぞれの団体の連合体が組織されており、加盟地域支部団体が名簿等で確認できるものについては、加盟地域支部団体個々の申請は不要とします。
- ※2 小・中学校、高等学校等市内の学校の部活動及びスポーツ少年団の登録団体についても、個々の申請は不要とします。
- ※3 市が行政的な見地から関与及びその運営を支援・助成する公共的団体（商工会、森林組合、観光協会など）は、登録申請は不要です。
- ※4 市民活動団体のうち、体育協会、芸術文化協会等に現に加盟している単位団体は、登録申請は不要です。また、日常活動に係る使用料については5割減額とします。
- ※5 福祉関係団体、まちづくり団体、各種サークル等の社会教育等関係団体は、市民活動団体として登録申請が必要です。また、日常活動に係る使用料については5割減額とします。

表1

減額・免除団体の減額率

区 分		減額・免除率
免 除 団 体	①市が主催または共催する団体	免除
	②行政活動への協力目的等で利用する団体	免除
	③町内会等の団体	免除
	④行政活動を補完する目的で活動する団体	免除
	⑤市が特に認める福祉関係団体及び社会奉仕目的で活動する団体	免除
	⑥当該施設の管理運営受託団体	免除
	⑦保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等教育目的で活動する団体	免除
	⑧小・中学生で組織する団体	免除
減 額 団 体	①市がその活動を後援する団体	5割
	②市が認める公共的団体及び市民活動団体	5割
	③市内の高等学校、大学等の団体	5割

※ 免除・減額団体として区分される団体の使用であっても、入場料を徴収して使用する場合や宴席に利用する場合は免除・減額しないものとします。